

## お知らせ

### 固定資産税・都市計画税の納付

収税課  
☎229-3135 📠229-3331

第3期の納付期限は、12月25日(金)です。忘れずに最寄りの金融機関または郵便局、コンビニから納めてください。

口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。今、手続きをすると第4期から口座振替になります。

### アストプラザオフィス・久居駅前出張所 年末年始の休業

アストプラザオフィス  
☎222-2525 📠222-2526  
久居駅前出張所  
☎259-0377 📠259-0388

▶アストプラザオフィス (アスト津4階)

休業日 12月29日(火)～1月2日(土)

▶久居駅前出張所 (ポルタひさい1階)

休業日 12月29日(火)～1月3日(日)

### 津市プレミアム商品券 取扱店舗の換金期限

商業振興労政課  
☎229-3169 📠229-3335

津市プレミアム商品券の換金は平成28年1月18日(月)までになります。登録店舗の皆さんは、換金忘れのないようご注意ください。

### 要介護・要支援認定者の障害者控除

高齢福祉課  
☎229-3156 📠229-3334  
各総合支所市民福祉課(福祉課)

所得税法や地方税法では、所得を申告する本人または扶養親族などが障がい者に該当する場合、「障害者控除」として一定額を所得から控除できます。対象になる人は、一般的に、身体障

害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人ですが、手帳を持っていなくても、年齢が満65歳以上で精神または身体に障がいがあり、要介護・要支援認定を受けていて、障がいの程度が各種手帳を交付されている人と同程度とみなされる場合は控除を受けることができます。

手帳を持っていない人、または障害者手帳などでは判定できない65歳以上の人が控除を受ける場合は、障害者控除対象認定書の交付申請が必要です。ただし、交付には通常1週間程度かかり、要介護・要支援認定を受けていても、必ず障害者控除の対象になるとは限りません。

平成27年度の申請は、平成28年1月4日(月)から受け付けます。

**申請者** 本人または同居家族(それ以外の方が申請する場合は委任状が必要)

#### 申請に必要なもの

- 本人の介護保険証(コピー可)
- 申請者の印鑑
- 保険証・運転免許証など申請者本人を確認できる書類

### 1月の献血(400ml)

地域医療推進室  
☎229-3372 📠229-3287

とき 1月8日(金)9時～11時30分、12時30分～16時

ところ 市本庁舎

対象 男性17～69歳、女性18～69歳で男女とも体重が50kg以上の人

※65歳以上の人は、60～64歳の間に献血経験がある人



### 都市計画・景観計画の変更案の縦覧

都市政策課  
☎229-3181 📠229-3336

計画名	内容
都市計画	津都市計画用途地域の変更
景観計画	景観計画における重点地区の指定(一身田寺内町地区)

縦覧期間 1月5日(火)～19日(火)

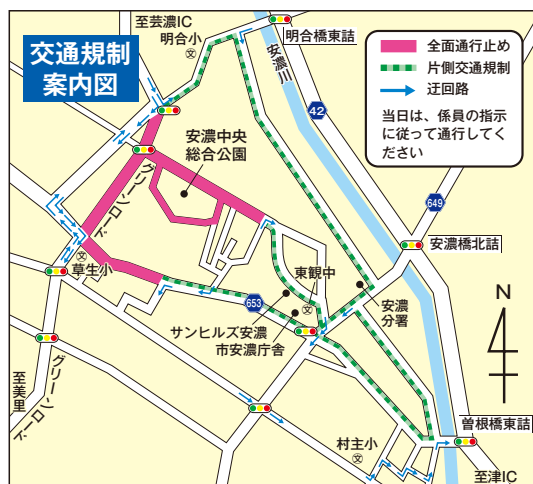
縦覧場所 都市政策課

意見書の提出 縦覧期間中は、住民と利害関係人は意見書を提出できます。

## 新津市誕生10周年記念 第11回津シティマラソン大会に伴う交通規制のお知らせ

1月31日(日)  
9時30分～11時30分ごろ

安濃中央総合公園付近やマラソンコース周辺では、車両通行禁止や迂回などの交通規制を行います。ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。



問い合わせ スポーツ振興課 ☎229-3254 📠229-3247